

所管部課		教育部 生涯学習課	部長	田口 茂夫			
件 名		東大和市体育施設等の指定管理者の指定について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	地方自治法第244条の2第6項					
	部課機関	総務部管財課					
1. 要 旨 東大和市清原中央公園運動広場については、東京都から令和6年8月に譲与を受ける予定である。 この運動広場にかかる指定管理者の指定について、現在の東大和市体育施設等の指定管理者に新たに管理を行わせるものである。 ○体育施設等の現指定管理者 名称：ロンド・スポーツ クリーン工房 共同事業体 指定の期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日 （東大和市清原中央公園運動広場については、東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第6号）の施行日から令和7年3月31日まで） 【影響及び効果】 現指定管理者が体育施設等を一体的に管理、運営することにより、利用者の利便性を保つとともに、効果的、効率的な行政サービスの提供につながる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年2月28日 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例の公布（東大和市清原中央公園運動広場の追加） 令和6年5月17日 令和6年第2回東大和市教育委員会臨時会において、東大和市体育施設等に関する条例施行規則（平成5年教委規則第8号）第14条第3号の規定に基づき、東大和市清原中央公園運動広場の管理を、公募によらず現指定管理者に管理を行わせることについて承認済み。							
4. 留意事項（問題点等） 令和6年第2回東大和市議会定例会において、指定の議決を経た後、代表団体と基本協定等を締結する。							
5. 主管部処理案（検討結果等） 令和6年第2回市議会定例会に提案したい。							
6. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。